

平 3 0 健 康 増 進 第 7 5 4 号
平成 3 0 年(2018 年) 9 月 1 1 日

一般社団法人山口県医師会長 様
一般社団法人山口県病院協会長

山 口 県 健 康 福 祉 部 長

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）患者の発生について（情報提供）

本県の感染症予防対策の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知についてよろしくお願いします。

なお、国内で疑い患者が発生した場合には、「中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について」（平成 2 9 年 7 月 1 3 日付け平 2 9 健康増進第 5 4 9 号）での対応となりますので、御確認ください。

健康増進課感染症班
担 当 宮 下
TEL (083) 933-2956
FAX (083) 933-2969

事務連絡
平成30年9月10日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）患者の発生について（情報提供）

中東呼吸器症候群（MERS）については、「中東呼吸器症候群(MERS)の国内発生時の対応について」（平成29年7月7日付け健感発0707第2号）により、対応いただいているところです。

今般、平成30年9月8日（現地時間）、韓国疾病予防管理センターより、中東から韓国内への帰国者において、MERS患者1名が確認されたと発表されました。なお、韓国当局は当該患者と濃厚に接触した者について、14日間の自宅隔離を行っていますが、この中に日本人は含まれません。

MERS発生地域から帰国し、国内に入国後、疑わしい症状がある場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

つきましては、引き続き貴管内におけるMERSに罹患した疑いのある患者が発生した場合の情報提供及び積極的疫学調査の実施体制について確認するとともに、感染症指定医療機関に対しても診療体制の再確認等の依頼を行うよう、よろしくお願いします。

参考：中東呼吸器症候群（MERS）について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

「中東呼吸器症候群における国内発生時の対応について」

（平成29年7月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000170505.pdf>